

公述人 菊池英博  
(文京女子大学教授)

「主な公述内容」

時間の制約がありますので、まず最初に、平成13年度予算にたいする私の所見を4点に集約して申し上げ、次いで第1点の「日本の財政状況と財政再建」に時間を割いて、所見を述べ、最後に、デフレ経済からの脱却戦略について、私見を述べさせていただきます。

第一に、私は平成13年度予算案に賛成であり、一日も早く成立させて頂きたいと思います。しかし、なぜこの予算案を6年振りの「緊縮予算」にしなければならなかったのか、大変理解に苦しむ次第です。

日本の財政は、「総債務」だけで把握すれば、GDP（国内総生産）比率で見て、主要国の中で、最悪です。しかし、「総債務」から「金融資産」を控除した「純債務」のGDP比率で見れば、欧米平均並で、決して悪くありません。

しかも、日本国は「資産超過」で「債務超過」ではなく、対外的に「債権国」で、決して「財政が危機的」ではなく、支出余力が十分あります。従って、日本の財政事情を適正に把握しておれば、平成13年度は、積極型予算にすべきではなかったか、と考えます。

第二に、株式市場の活性化と金融システムの安定化のためには、銀行が本体で所有している株式を、銀行から切り離し、株価の下落が金融不安を、直接招かないように、早急に対策を検討すべきである、と考えます。

銀行が収益対策や、持ち合い解消のために、株式を市場で売却すると、株価が下がり、銀行の自己資本が減少して、貸し渋り・信用収縮を招きます。こうなると、実体経済が一層低迷し、株価がさらに下落し、「悪循環」が続きます。

現在進んでいるこの「悪循環」を断つには、銀行保有の株式残高を凍結し、別の組織へ移管することです。こうした措置を採れば、株式市場が活性化し、10年以上も継続する資産デフレを解消する道が開けると、考えます。

この方針を本年3月末までに、お決め頂き、銀行の株式保有の弊害に決着をつけて頂きたいと思います。

第三に、本年3月末に失効する「金融機能早期健全化緊急措置法」を、少なくとも5年間、延長して頂きたいと思います。これは、金融システムのセーフティ・ネットであり、この法案の失効が近かずにいることが、株価低迷と金融不安・信用不安の根本的な原因ではないか、と考えます。

この法案の雛形となった、アメリカの「33年、緊急銀行法」は、無期限で、実に、1954年まで、21年間、継続しました。

第四に、現在、日本で、とくに重要なことは、マクロ的見地から「財政と金融の一元的政策」を進めることです。現在の日本は、政府が財政支出を増やして、必死にデフレ解消に努めているにもかかわらず、金融政策はデフレ解消どころか、

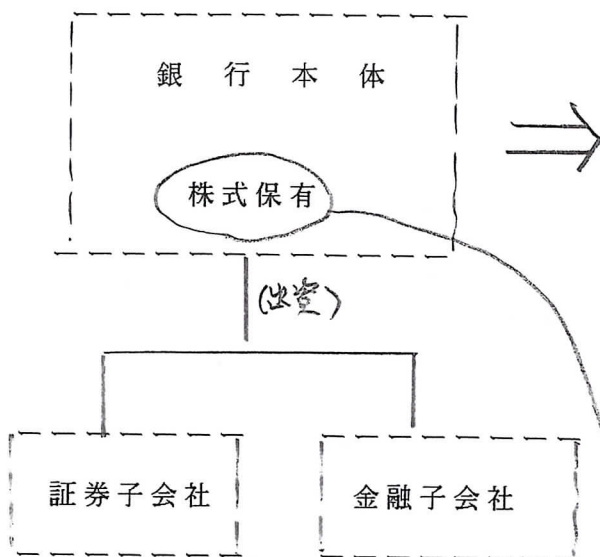
引き締め政策を採っております。こうした矛盾を解決するためには、

「雇用と経済成長促進法」と言った法律を制定し、政府が金融と財政の一元的政策を進められるようにすべきではないか、と考えます。

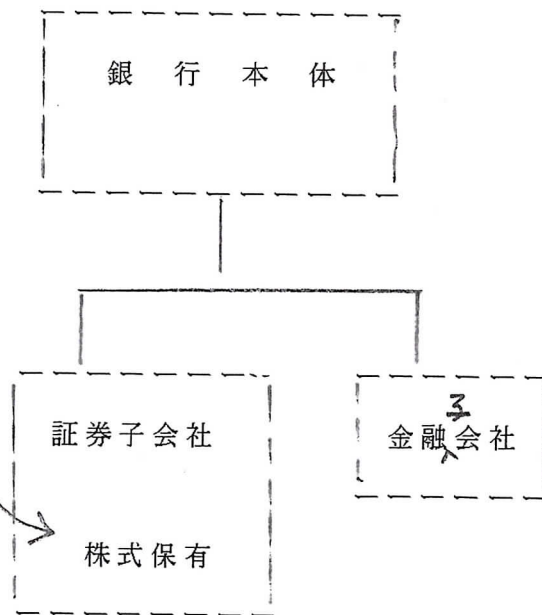
アメリカには「完全雇用と均衡成長法」(Full Employment And Balanced Growth Act、ハンフリー・ホウキンズ法、1978)と言う法律があり、中央銀行は「インフレを抑制しつつも、金利操作と通貨量の増加によって、最大限、完全雇用と経済成長をもたらすように」、金融政策を遂行することが義務付けられております。

この法律によって、連邦準備制度理事長(中央銀行総裁)は、年2回議会で証言し、政府・議会の意見を十分採り入れて、財政と金融の一元的政策運営が行なわれております。日本は この法律を参考にすべきであると、考えます。

「現在の銀行システム」

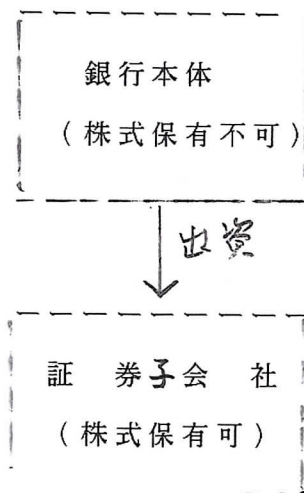
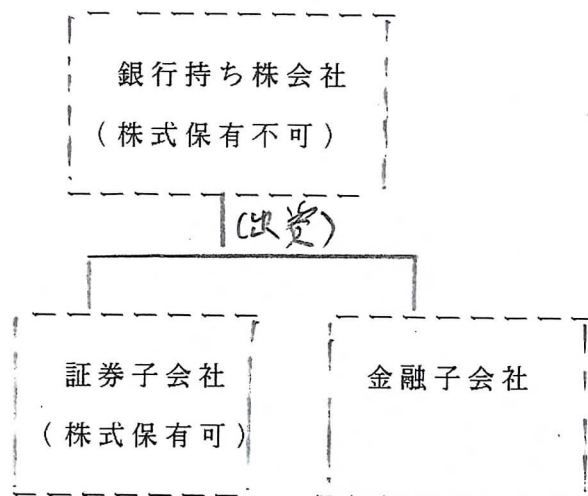


「第一段階」



「第2段階」

〔アメリカ型〕



「グループ内証券会社の株式買い取り資金をどう調達するか。」

- (1) 当該証券会社がC/Pを発行し、銀行子会社、または、持ち株会社が引き受ける。この場合、原資は預金。
- (2) 株式買い取り資金を、市場で広く調達する。

銀行持株会社が保証する、政府保証債を発行する、等。